

「宇都宮市モビリティ・マネジメント実施業務」募集要項

1 業務の概要

(1) 件名

宇都宮市モビリティ・マネジメント実施業務

(2) 業務内容

別紙「宇都宮市モビリティ・マネジメント実施業務」仕様書のとおり

(3) 選定方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を前提とした公募型プロポーザル方式により、本件に係るプロポーザル審査委員会を設置し、随意契約の候補者を選定する。

(4) 契約期間

契約締結の日から令和9年3月26日（金）まで

(5) 予算上限価格

17,996,000円（消費税及び地方消費税額を含む）

※ この金額は予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すため参考として業務履行に要する経費を示すものである。

※ この金額を超えた提案は「失格」とし、提案内容の評価は行わない。

2 参加資格

本件プロポーザルに参加する者は、以下の条件を全て満たす事業者とする。

(1) 参加資格

- ① 国税、県税及び市町村税を滞納していない者であること。
- ② 宇都宮市の令和7～令和10年度入札参加有資格者名簿（物品製造・販売・委託業務・その他）の業種区分「調査・分析等業務（コードP-8575）」に登録されている者（令和8年7月1日までに登録が完了する見込みの者）
- ③ 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当しないこと。
- ④ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていない者。
- ⑤ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申し立て、又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による破産手続き開始の申し立てが行われている者でないこと。

- ⑥ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- ⑦ 政治団体、宗教団体又はそれに類する団体でないこと。
- ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う者でないこと。

(2) 参加申請

参加者は、以下のとおり「参加申込書」を提出しなければならない。

- ① 提出書類 【様式1】参加申込書
- ② 提出期限 令和8年5月12日（火）午後5時まで
- ③ 提出場所 宇都宮市 都市整備部 交通政策課 スマートモビリティグループ
(Mail) u2015@city.utsunomiya.tochigi.jp
- ④ 提出形式 電子データ
- ⑤ 提出方法 上記アドレス宛に電子メールにて送信すること。

3 提案書等書類の作成要領

(1) 提案書等書類

- ア 提案書（紙媒体）…………… 12部
- イ 提案書の電子データ（CD-R 又は DVD-R）…………… 1部
(Microsoft office Word, Excel 又は PowerPoint で作成した電子データを提出すること。)
- ウ 見積書（税抜き）…………… 12部
- エ 会社概要…………… 12部

(2) 提案書等書類の規格

- ア 提案書はA4判（タテ型又はヨコ型のいずれかで統一し、タテ型にあっては左2箇所綴じ、ヨコ型にあっては上2箇所綴じとする。）、横書き、カラー印刷で両面おむね25頁までとする。なお、図・表などはA3判折込も可とする。
- イ 提案書以外の提出書類は任意の様式を可とする。

(3) 質問及び回答

質問については、「質問書」を作成し提出すること。質問は仕様書等に関するものに限り、評価基準の配点等、審査に支障をきたすものは受け付けないものとする。

- ア 提出書類 【様式2】質問書
- イ 提出期限 令和8年5月12日（火）午後5時まで
- ウ 提出場所 宇都宮市都市整備部交通政策課（11参照）
- エ 提出方法 Eメールにより提出（送信後に電話連絡）することとし、複数回にわたらないようできる限りまとめて提出すること。Eメール以外の方法による提出は

認めない。

オ 回答方法 質問に対する回答は、令和8年5月19日（火）を目途に、全ての指名業者（入札参加有資格者名簿に登録された連絡先）にEメールにて回答する。

なお、質問に対する回答は、本要項に対する追加又は修正とみなす。

(4) 提案のための費用負担

提案に要する費用（提案書の作成経費や旅費等）は参加者の負担とする。

(5) 提案の辞退

提案を辞退する場合は、令和8年5月26日（火）午後5時までに「【様式3】辞退届」を書面にて提出すること。

なお、辞退は自由にでき、辞退による不利益は生じない。

(6) その他

ア 提案書の取り扱い

- ・ 提案書の提出後、提案書の追加及び変更は認めない。ただし、本市が提案書の差し替え、変更又は取り消しを認めたときは、この限りではない。
- ・ 提出された提案書等は一切返却しない。
- ・ 提出された提案書等は複製する場合がある。

イ 提案書の公開等

提案書等は、宇都宮市情報公開条例の対象行政情報となるため、情報公開請求により公開する場合がある。そのため、技術情報等、公開されることにより御社が不利益を被る恐れのある情報が含まれないように注意すること。

ウ 秘密の厳守

本プロポーザルにより知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

4 提案書等書類の提出及びプレゼンテーション審査の実施

(1) 提案書等書類の提出

ア 提出期限 令和8年5月26日（火）午後5時まで（郵送の場合は必着）

イ 提出場所 宇都宮市都市整備部交通政策課（11参照）

ウ 提出方法 提案書は1案とし、持参又は郵便書留にて提出すること。それ以外の方法による提出は認めない。

(2) プレゼンテーション審査

ア 日 程 令和8年6月3日（水）

※ 時間及び場所は別途指定し、連絡する。

イ 所要時間 1提案者当たり30分以内（説明20分、質疑応答10分）

ウ 参加人数 1提案者当たり3名程度まで

参加者には、配置予定の技術者も加えること。

- エ 説明資料 提案書を使用する。なお、パソコン、プロジェクター、スクリーンは本市で用意したものを使用する。(パソコンについては、提案者の機器使用も可とする。)

5 提案内容

(1) 表現方法

提案書の表現については、専門的な知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすいものとする。

(2) 提案者概要

以下の情報を明記すること。

- ・ 事業者の名称、代表者名、従業員数、組織図、事業概要

(3) 業務実施のための提案

ア 実施方針

業務目的を達成するための基本的な考え方やポイントを記載すること。

イ 実施スケジュール

具体的な作業スケジュールや業務量の見込みを記載すること。

ウ 実績

これまでに行った本業務と同種又は類似する業務の実績を記載すること。

エ 業務体制【参考様式1, 2】

配置予定の管理技術者・主任技術者・担当技術者の経歴

手持ち業務については、令和8年5月31日現在、契約金額100万円以上の業務をすべて記載すること。

オ 仕様書に関する提案

仕様書「第3章 特記仕様」に沿って提案内容を記載すること。

仕様書の各項目に対する提案書の概ねの枚数は以下のとおり。

- ・ MM事業内容の具体化・事業計画の策定…………… 6枚以内
- ・ MM事業の実施…………… 5枚以内
- ・ 既存のMM事業の運営支援…………… 2枚以内
- ・ 効果検証の実施…………… 4枚以内
- ・ 事業評価、改善に向けた検証プロセスの提案…………… 4枚以内

6 提案内容の評価項目

提案書の評価については、以下の項目に基づき総合的に行う。

ア 提案内容

- ・ 実施方針，実施スケジュール，実績，業務体制
- ・ 仕様書に関する提案
- ・ 仕様を満たした上での独自提案
- ・ 地域経済貢献度 など

イ プレゼンテーション力

ウ 見積価格

7 失格事項

以下の事項に該当した場合は、失格とし、審査を行わないものとする。

ア 提出書類に虚偽の記載をした者

イ 提出期限までに所定の書類を提出しなかった者

ウ プレゼンテーションに参加しない者

エ その他本要項の諸条件に違反した者

8 審査結果の通知

- ・ 審査結果については、令和8年7月1日（水）以降速やかに参加者に書面で通知するものとし、公表はしない。
- ・ 選定されなかった者は、その理由について説明を求めることができる。説明を求めるときは、通知を受けた日の翌日から起算して7日（ただし、本市の閉庁日を含まない。）以内の各日午前9時から午後5時までに審査結果の通知を持参の上、書面で申請するものとする。
- ・ これに対する回答は、後日、文書により行うものとし、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

9 契約

提出された提案書，提案のプレゼンテーション等に基づき審査を行い，優先順位を定めた後，最優先順位の者と随意契約を締結する予定である。

契約手続き及び契約書は，宇都宮市契約規則の定めるところによる。

本市は，契約締結後においても，契約業者の本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は，契約を解除できるものとする。

10 スケジュール（今後変更する場合がある。）

日時	内容
4月30日（木）	企画書提出依頼（公募開始）
5月12日（火）午後5時まで	参加申込書・質問書受付期限
5月19日（火）頃	質問回答
5月26日（火）午後5時まで	提案書・見積書・辞退届提出期限
6月 3日（水）	プレゼンテーション審査
7月1日（水）以降	審査結果通知，契約締結

11 プロポーザルに係る事務を担当する部局の名称，所在地及び連絡先

〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号（本庁舎6階） 宇都宮市都市整備部交通政策課 スマートモビリティグループ（担当：近藤，海老名） 電話：028-632-2160 FAX：028-632-5426 Eメール：u2015@city.utsunomiya.tochigi.jp ※ 受付時間は本市の閉庁日を除く午前9時から午後5時までとする。
